

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定のねらい

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、市町村の法定計画として位置づけられている。国における廃棄物・リサイクル行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から循環型社会への転換を図るため、法整備や施策を積極的に進めている。

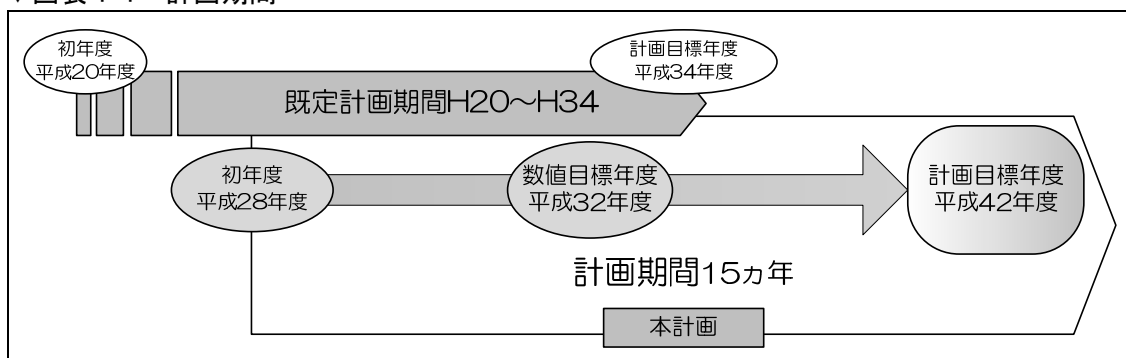
鳥栖市（以下「本市」という。）では、平成20年3月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「既定計画」という。）を策定しており、循環型社会の構築に向けたごみ処理行政を推進するための施策に取り組んでいるところである。

既定計画策定以降、本市では人口の増加や産業活動が活発化しており、ごみ排出量が大きく変動していることや、本市のごみを処理している鳥栖・三養基西部環境施設組合（以下「組合」という。）のごみ処理施設は、更新を検討する時期となっていること等の社会的情勢の変動を踏まえて、改めて一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、今後15年間のごみ処理の目標を定めると同時に、目標達成に向けた住民・事業者の具体的な取組、さらに行政の施策を明らかにするものである。

第2節 計画期間

本計画は、既定計画を見直すものであるため、既定計画の目標年度は踏襲しない方針とする。そのため、本計画の計画期間は、計画初年度を平成28年度、目標年度を平成42年度とした新たな15年間の計画を策定するものである。なお、本計画は、概ね5年または計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合に、必要に応じて見直しを行うものとする。

▼図表 1-1 計画期間



▼図表 1-2 基本計画の位置づけ

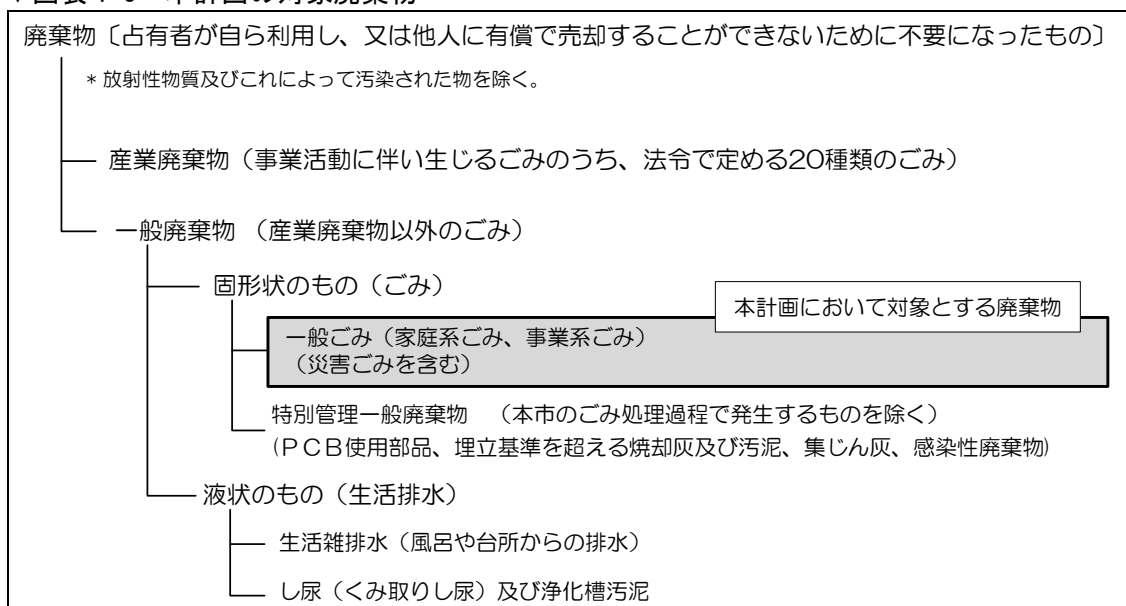


第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 に示すとおり一般廃棄物とする。本計画では、固形状の一般廃棄物を「ごみ」とし、液状の一般廃棄物を「生活排水」とする。

なお、本市及び組合で処理・処分が困難な廃棄物や各種リサイクル法に基づいた処理・処分を求められる廃棄物については、図表 1-4 に示す取り扱いとする。

▼図表 1-3 本計画の対象廃棄物



▼図表 1-4 処理困難物等に関する取り扱い

項目	処理・処分先
家電リサイクル法適用物	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機については、次のいずれかの方法により処分する。 <ul style="list-style-type: none"> ・家電販売店、収集運搬業者に「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を支払い、引き取りを依頼する。 ・郵便局で「リサイクル料金」を支払い、指定引取場所に直接持ち込む。
パソコンディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーに回収を依頼するか「一般社団法人パソコン3R推進協会」へ問い合わせる。
処理困難物	<ul style="list-style-type: none"> ・以下に示す品目については、販売店等へ問い合わせること。 洗面台、石・砂・泥・灰、エンジンオイル等、灯油・ガソリン等、スクーター・バイク、畳、自動車の部品（座席シート、タイヤ、バンパー、バッテリー等）、消火器、建設廃材（瓦、スレート、ブロック等）、塗料、産業廃棄物（農機具、農業用廃プラスチック類を含む農薬用品）、在宅医療廃棄物（注射針のほか、感染のおそれがあるもの）等

第4節 計画の進行管理

本計画では、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）を行うPDCAサイクルの概念を導入し、計画の進行管理を行うものとする。

計画の進行管理の内容は、図表 1-5 に示すとおりとする。

▼図表 1-5 計画の進行管理

